

# 大津市学校給食用物資調達に関する事務取扱要領

## (目的)

第1条 この要領は、大津市が安心で安全な学校給食を運営するにあたり、安定的に良質な物資の調達を行うことを目的に、大津市学校給食用物資の調達に関して必要な事項を定めるものとする。

## (物資の調達等)

第2条 学校給食用物資は、大津市学校給食物資納入業者として登録した業者（以下「登録業者」という。）から購入する。

2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校の主食については公益財団法人滋賀県学校給食会が指定する業者とし、小学校及び中学校の飲用牛乳及び調理用牛乳については、滋賀県知事が指定する業者から購入する。

## (納入業者登録の時期及び有効期間)

第3条 納入業者登録の時期は、大津市長（以下「市長」という。）が別途定めるものとし、登録の有効期間は、登録決定日の直後に到来する4月1日から2年間とする。

2 前項の期間の中間に取引品目の変更を含む追加登録の申請受付を行うことができる。この場合の登録有効期間は登録決定日の直後に到来する4月1日から1年間とする。

## (登録手続等)

第4条 学校給食用物資の納入業者として登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 大津市学校給食納入業者登録申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 営業規模概況調書（様式第3号）
- (4) 大津市学校給食用物資納入業者発注業務確認書及び緊急連絡用従事者名簿（様式第4号）
- (5) 工場、店舗等がある所在地の管轄保健所が発行する食品衛生監視票の写し
- (6) 事業内容における食品衛生法による営業許可証及び業務を行うにあたり公的機関に申請し、取得した各届出証の写し
- (7) その他市長が指示する書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、申請内容を審査し、必要に応じて工場、店舗等の調査を行い、登録の可否を決定するものとする。

3 前項の審査は、別紙1「大津市学校給食用物資納入業者登録基準」に基づき行うものとする。

4 市長は、審査結果を申請者に通知するものとする。

## (登録業者名簿等)

第5条 市長は、登録業者を大津市学校給食用物資納入業者登録名簿に掲載するものとする。

2 市長は、登録業者に毎年指定期間に前条第1項第5号に掲げる書類を提出させるものとする。

3 市長は、登録業者について登録申請の内容に変更があった場合は、速やかに大津市学校給食用物資納入業者登録申請書記載事項変更届（様式第5号）を提出させるものとする。

4 前項の提出を受けた場合は、記載内容を審査し、必要に応じて工場、店舗等の調査を行うものとする。

- 5 登録業者は、営業の廃止、休止及び縮小による事業の継続不能によりやむを得ず登録有効期間中に物資納入が困難な場合は、速やかに大津市学校給食用物資納入業者登録廃止届（様式第6号）を提出するものとする。
- 6 市長は、前項において廃止を決定した場合にあっては、申請者に通知するものとする。

(衛生管理指導等)

第6条 市長は、食品及びその製造加工について、登録業者に対して次に掲げる内容の指導、監視等を隨時行う。

- (1) 工場、店舗等の営業許可証及び業務を行うにあたり公的機関に申請し、取得した各届出証並びに食品衛生監視票等に関すること。
  - (2) 工場、店舗等の管理状況に関すること。
  - (3) 配送者を含む物資取り扱い従事員の健康及び衛生管理に関すること。
  - (4) その他市長が必要とする事項
- 2 市長は監視を行うにあたり、食品衛生監視票、検便検査結果書（赤痢菌、サルモネラ属菌及び腸管出血性大腸菌O-157並びに市長が指定した際にはノロウイルス等）及びその他必要な検査の結果書等の関係書類の提出を求めるとともに、施設等の調査を行うことができる。
  - 3 市長は、上記の監視において改善が必要と判断した場合は、登録業者に指導等を行うことができる。

(物資の決定等)

第7条 物資の決定については、下記のとおりとする。

- (1) 物資の規格は、大津市学校給食用物資規格書に基づき決定する。ただし、学校給食の実施にあたり緊急に物資を供給することを要した場合はこの限りでない。
  - (2) 物資の価格及び銘柄は、登録業者による見積照合等により決定する。
  - (3) 見積照合等の結果に基づき、登録業者と売買契約を締結する。
- 2 市長は、大津市学校給食用物資の見積照合等において、必要に応じて見本品、食品に関する成分値、分析結果、配合、産地、製造工程、微生物検査の結果書等の提出を求めることができる。

(物資の納入)

第8条 物資の納入については、別紙2「大津市学校給食用物資納入基準」に基づき行うものとする。

(事故等の報告及び立入調査)

第9条 登録業者は、物資を納入できないとき、別表1のいずれかに該当する不良品等が発生したとき、その他の事故等が発生したとき（以下「事故等」という。）は直ちに報告しなければならない。

- 2 市長は、事故等の状況に応じて、調査結果等の報告書を提出させるものとする。
- 3 市長は、事案の原因究明のため、必要に応じて立入調査を行うものとする。
- 4 市長は、事故等の状況に応じて、発注量の変更や一定期間の納入停止を行うものとする。

(登録業者に対する措置等)

第10条 登録業者が大津市の学校給食に損害を与えた、又は与えさせる恐れがある場合、若しくは学校給食の運営に著しく支障を生じさせた、又は生じさせる恐れのある場合は、市長は次の各号に定める措置又は口頭注意を行うものとする。なお、措置については、文書にて通知するものとする。

- (1) 登録の取消し
- (2) 当該品目区分の登録の取消し
- (3) 当該品目区分における見積照合等の資格一時停止
- (4) 文書による厳重注意
- (5) その他必要とする措置

2 措置を行った場合には登録業者に対して、再発防止策等に沿って改善されているか業務監察を行うことができる。

3 措置要件は別表2のとおりとする。

(庶務)

第11条 学校給食用物資の調達に係る庶務は、大津市教育委員会事務局学校給食課が行う。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

令和4年12月1日 制定

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(大津市学校給食用物資納入業者登録及び物資購入に関する事務取扱要領等の廃止)

1 次に掲げる要領等は令和5年3月31日をもって、廃止する。

- (1) 大津市学校給食用物資納入業者登録及び物資購入に関する事務取扱要領
- (2) 大津市学校給食用物資納入業者登録基準
- (3) 大津市学校給食用物資登録業者の指導等に関する事務取扱要領

附 則

1 この要領の改正は、令和7年4月1日から施行する。ただし、準備行為にあっては、施行日前でも行うことができる。

別表1（第9条関係）不良品等の定義

参考項目等		主な内容
食品衛生法	飲食に起因する衛生上の危害を発生させるもの	有害・有毒物に汚染されたもの
		食中毒菌等の病原菌に汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの
		禁止されている食品添加物等の使用
		異物混入
		腐敗、変質（異味異臭、傷み、変形、温度管理の不良、鮮度不良を含む）
食品表示法	品質事項※に関する表示で違反したもの（JAS法関連） ※食品の品質に関する表示の適正化を図るために必要な食品に関する表示事項	名称、遺伝子組み換え、原材料名、原料原産地名、内容量、原産地、原産国名、賞味・消費期限、保存方法、食品関連事業者等の表示違反
	衛生事項※に関する表示で違反したもの（食品衛生法関連） ※国民の健康の保護を図るために必要な食品に関する表示事項	名称、遺伝子組み換え、添加物、賞味・消費期限、保存方法、アレルゲン、製造所等の表示違反
	保健事項※に関する表示で違反したもの（健康増進法関連） ※国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示事項	栄養成分表示、特別用途表示等の表示違反
	一般消費者の合理的な選択に資することを阻害する事項	認定事業者による格付けを受けていないにも関わらず、生産物や製品にJAS規格に適合していると示した場合等
その他、食品衛生法・食品表示法・JAS法・計量法等に違反するもの		
法令等の違反が原因により、健康被害を発生させた場合		
大津市学校給食用物資規格不適合及び契約並びに誓約事項不適合		指定サイズ、指定産地、指定銘柄等の不適合
		物資調達時の見本に比して明らかに品質や形状が劣る又は異なるもの
		数量不足
		配送規定違反（納品時間、配送車両及び容器、配送時の温度管理・衛生管理等）違反
		虚偽報告又は報告の義務を怠った場合

(JAS法：日本農林規格等に関する法律)

別表2（第10条関係）措置要件

措置要件	標準的な措置内容
1 大津市学校給食用物資納入業者登録基準の資格要件を欠いたとき。	登録の取消し
2 学校給食課実施の見積照合等において、執行者の指示に従わないとき。	文書による厳重注意
3 正当な理由がなく見積照合等に続けて3回以上応じなかったとき。	登録の取消し 文書による厳重注意
4 正当な理由がなく、誓約書の記載内容を遵守しない又は違反したとき。	登録の取消し 文書による厳重注意
5 正当な理由がなく、指定物資が納品できない等の事由が発生したとき。	当該品目区分における見積照合等の資格一時停止 文書による厳重注意
6 業者の瑕疵により、別表1に定めるような不良品が納品されたとき。（発生したとき）	当該品目区分の登録の取消し 当該品目区分における見積照合等の資格一時停止 文書による厳重注意
7 一契約期間中に同一物資で複数回の文書による厳重注意を受けたとき。	当該品目区分の登録の取消し 当該品目区分における見積照合等の資格一時停止
8 その他学校給食に損害を与え、給食の提供に支障を与えたとき。	当該品目区分の登録の取消し 当該品目区分における見積照合等の資格一時停止 その他必要とする事項

※ 見積照合等は、入札を含む。

※ 事故等が発生の場合は、8の要件として扱うことがある。

## 大津市学校給食用物資納入業者登録申請書

令和\_\_\_\_年度において、大津市学校給食用物資納入業者として下記のとおり登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、募集に当たる各記載内容について熟読し、了承のうえで申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないこと、また、変更等が生じたときは速やかに指定様式にて必要書類を添付のうえ届け出ることを誓約します。

令和 年 月 日

(宛先)

大津市長

〒 -

所 在 地

フリガナ  
商号又は名称

代 表 者  
役職名及び氏名

電話番号

FAX番号

インボイス登録番号

T

・ 登録なし

届出済  
使用印鑑

納入希望品目区分(希望する品目の番号を○で囲む)

番号	取扱品目	番号	取扱品目
1	穀類及びでん粉類(小麦粉、マカロニ類、麩、パン粉など)	8	乳製品(クリーム類、ヨーグルト、チーズ類など)
2	乾物類(豆類、種実類、きのこ類、藻類など)	9	油脂類(植物油脂類、バター類など)
3	冷凍食品(いも類、豆類、野菜類、水産加工品、肉類、卵類、菓子類など)	10	調味料及び香辛料類(みそ、砂糖、酒、トレッシング、ルウなど)
4	冷藏食品(いも類、豆類、野菜類、水産加工品、肉加工品、卵類、菓子類など)	11	調理加工食品類(冷凍コロッケ、ハンバーグなど)
5	魚介類(切身魚、しらず干し、みりん干し、貝類、いか、たこなど)	12	青果類(玉ねぎ、もやし、じゃがいも、生しいたけ、みかんなど) ※冷凍野菜及びカット野菜等を除く
6	淡水魚介類 <b>※琵琶湖産湖魚</b>	13	特注品加工( )
7	精肉(牛肉、豚肉、鶏肉など) <b>※肉加工品・冷凍肉を除く</b>	14	その他( ) ※1~13に分類できないもの

以下大津市学校給食課 記入欄

受領完了書類

- ① 大津市学校給食用物資納入業者登録申請書(様式第1号)
- ② 誓約書(様式第2号)
- ③ 営業規模概況調書(様式第3号)
- ④ 学校給食用物資納入業者発注業務確認書及び緊急連絡用従事者名簿(様式第4号)
- ⑤ 食品衛生法による営業許可証及び業務を行うにあたり公的機関に申請し取得した各届出証の写し
- ⑥ 食品衛生監視票の写し ※申請日より6か月以内かつ85点以上のもの
- ⑦ 営業所、製造所及び倉庫の平面図、写真、付近見取図及び、食材保管場所内の配置図(計4種)
- ⑧ 物品供給等入札参加申請 受領書(契約検査課様式)の写し ※受付印押印済み/証明書
- ⑨ 物品供給等入札参加申請書(契約検査課様式)の写し

学校給食課 受付欄

新規 ・ 繙続(変更)

月・学期・他

調査	審査1	審査2	入力	チェック	判定	チェック1	チェック2	システム入力	完了	否決 根拠
				可 否						

## 誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先)

大津市長

登録申請者 所 在 地

商号又は名称

代 表 者

役職名及び氏名



学校給食用物資納入業者の登録申請をするにあたり、学校給食が教育の一環として実施されていることを深く認識し、下記の事項を確認したうえでその内容について遵守することを誓約いたします。

### 記

- 「大津市学校給食用物資調達に関する事務取扱要領」
- 「大津市学校給食用物資納入業者登録基準」
- 「大津市学校給食用物資納入基準」
- 価格を不当に競り上げ、又は下げる目的での談合や職務の執行を妨げる不正行為等を行わないこと。
- 上記基準、事務取扱要領に基づき大津市が行った見積照合等の資格一時停止等の措置について、異議申し立て及び損害賠償請求等を行わないこと。
- 大津市学校給食の実施にかかる指示事項に対して誠意をもって速やかに対応すること。
- 権利や義務を第三者に譲渡しないこと。

## 営業規模概況調書

令和 年 月 日現在

▲商号又は名称				▲組織形態	<input type="checkbox"/> 株式会社	<input type="checkbox"/> 有限会社	
▲肩書き及び代表者名					<input type="checkbox"/> 合資会社	<input type="checkbox"/> 合名会社	
▲住所又は所在地	〒						
業務区分	販売（卸売・小売）			製造加工	その他（ ）		
開業年月日	明治・大正・昭和・平成・令和			年 月 日	営業年数	年	
許認可等取得状況	許認可等（許可・登録・認可・届出等）の名称		許認可等の番号		取得年月日	許認可等の有効期限	
主な取引先	仕入先						
	学校給食以外の納入先						
学校給食での納入実績	大津市実績年数 年	他市町名と納入実績年数					
主な取引金融機関名							
営業実績 (直近1年間ににおける売上高)	資本金		年間総売上高			学校給食用物資売上高	
	千円		千円			千円	
全従業員数	衛生責任者	事務職	営業職	運搬職	製造・加工職	その他の職	計
	人	人	人	人	人	職務内容（ ）人	人
全従業員数のうち、大津市の学校給食用物資に係わる従業員数	衛生責任者	事務職	営業職	運搬職	製造・加工職	その他の職	計
	人	人	人	人	人	職務内容（ ）人	人
施設概要	種別	自社（管理）施設		他社（管理）施設		その他（施設特性や他社管理施設所在地等）	
	土地	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			
	店舗	棟	m <sup>2</sup>	棟	m <sup>2</sup>		
	製造・加工施設	棟	m <sup>2</sup>	棟	m <sup>2</sup>		
	倉庫	棟/室	m <sup>2</sup>	棟/室	m <sup>2</sup>		
	冷蔵庫	棟/室	m <sup>2</sup>	棟/室	m <sup>2</sup>		
	冷凍庫	棟/室	m <sup>2</sup>	棟/室	m <sup>2</sup>		
輸送能力 (配送手段) ※形態別保有自動車台数	トラック		冷蔵車	冷凍車	保冷車	食品運搬専用車	庫内管理
	t 車	台	設定温度	設定温度	設定温度	車の種類・大きさ	清掃の実施： 有・無
	t 車	台	℃	℃	℃		消毒の実施： 有・無
	t 車	台	台	台	台	台	使用薬剤名：
	志賀中学校	葛川小学校・中学校	北部調理場			南部調理場	東部調理場
▲納品先までの所要時間	分	分	分	分	分	分	
施設の衛生状況	・ 防そ、防虫対策の有無（無・有 / 実施頻度と内容： ） ・ 施設（建物）内の消毒（無・有 / 実施頻度： 月 / 年 回）						
衛生管理の上で、配慮している点や工夫している点							
従業員の健康管理状況	・ 定期健康診断等（年 回） ・ 従業員に対する衛生教育の方法（ ） ・ 従業員に対する毎日の健康状態の把握（無・有 / 確認方法： 口頭・記録・他）						

**学校給食用物資納入業者  
発注業務確認書及び緊急連絡用従事者名簿**

令和 年 月 日

商号又は名称：

**【 発注業務連絡先 】**

発注書等 送付先	FAX番号		
	E-mailアドレス		
	郵送先	〒	
発注業務担当者 役職名・氏名	役職名 フリガナ 氏名	連絡先	社用・私用・その他( )
定休日			

- ※ 上記連絡先に記載されたFAX番号・メールアドレス・郵送先に関係書類を送付させていただきます。メール送信時には、ファイルを添付する場合がありますので、必ず開封できるようにしてください。
- ※ 各施設ならびに大津市学校給食課から連絡を必要とした場合は、上記発注業務担当者欄に記載された方へ連絡をさせていただきます。連絡先は必ず常時連絡のとれる電話番号を1回線、記載してください。
- ※ 貴社が定休日であっても、給食実施に伴い物資を納品していただくことがあります。

**【 緊急連絡先 】**

	役職名	フリガナ 氏名	(緊急)連絡先①	(緊急)連絡先②
1			社用・私用・その他( )	社用・私用・その他( )
2			社用・私用・その他( )	社用・私用・その他( )
3			社用・私用・その他( )	社用・私用・その他( )

- ※ 定休日や大津市が緊急と判断した際などの連絡に、対応可能な取引内容に精通した方(責任者等)の順に記載してください。また、本紙上部に記載されました発注業務担当者の連絡先で応答がない場合、順に連絡させていただきます。**本紙上部の発注業務連絡先に記載される電話番号と重複するものは記載しないでください。**
- ※ 記載内容に変更が生じた時は、書面にて速やかに報告をしてください。

## 大津市学校給食用物資納入業者登録申請書記載事項変更届

令和 年 月 日

(宛先)

大津市長

所 在 地  
商号又は名称  
代表者役職名及び氏名

届出責任者 (注)		連絡先電話番号	
担当者 (注)		連絡先電話番号	

注) 必要に応じて確認のため連絡することがあります。

先に提出しました学校給食用物資納入業者登録申請書の記載事項について、下記のとおり変更したいめ届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後	変更適用年月日

なお、本変更届の他に、変更に関して提出する書類（資料）等は下記のとおりです。

- 大津市契約検査課へ登録内容変更申請を行ったため、写し及び提出した書類を添付します。  
(書類名： )
- 大津市学校給食課への必要申請書類を添付します。  
(書類名： )

以下 大津市学校給食課記入欄

- 変更申請内容の確認  
 契約検査課への照会 ( 実施 / 未実施 / 必要なし )  
 登録名簿の変更  
 システム内容の変更 ( 業務pc / 栄養管理ソフト )  
 その他対応

受付印

令和 年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 所 在 地

商号又は名称

代 表 者

役職名及び氏名

届出済  
使用印鑑

## 大津市学校給食用物資納入業者登録廃止届

次のとおり、大津市学校給食用物資登録業者として登録廃止を届け出ます。

商号又は名称	
代表者職名及び氏名	
所在地	
納入業者登録期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
廃止を希望する 登録品目番号及び 登録品目名	
登録廃止希望年月日	
登録廃止希望理由 (※詳細に記入)	
添付資料の有無 <input type="checkbox"/> あり ( 枚 ) 、資料名 : <input type="checkbox"/> なし	

## 大津市学校給食用物資納入業者登録基準

学校給食用物資納入業者（以下「納入業者」という。）の登録に関し、必要な事項を定める。

### 1 基本的事項

- (1) 大津市物品供給等入札参加申請[営業品目：食料品（給食関連）]を行い、契約検査課で受付、登録されていること。
- (2) 大津市の学校給食を理解し、学校給食の運営や調査等に積極的に協力を得られること。

### 2 経営規模・実績等

- (1) 法令等の規定により営業に関し許可、免許、登録等を要する場合は、申請時において当該許可、免許、登録等を受けていること。
- (2) 固定された営業施設・事業施設（本店、支店、営業所、工場等）であること。
- (3) 電話、FAX及びメール機能を有すること。また、迅速で確実な連絡体制を有していること。
- (4) 2年以上継続して、その事業を営んでいること。
- (5) 消費者（販売先）に信用され、広範囲に取引されていること。

### 3 衛生状況

- (1) 保健所の食品衛生監視員による監視評点が85点以上であること。（監視評点が85点に満たない者については、提出された食品衛生監視票をはじめとする書類や保健所等に照会したうえで、大津市による施設調査を行い優良と認めた者に限る。）
- (2) 製造、加工及び取り扱い食品に応じた材料倉庫、製品置場、冷蔵冷凍設備、その他衛生上必要な設備が完備し管理が行き届いていること。
- (3) 食品に関する法令や諸規程が厳守されていること。
- (4) 生産から納入まで食品の安全と食品に関する法令等に基づく衛生管理が徹底していること。
- (5) 従業員の健康管理（日常健康チェック、検便検査等）や衛生教育が確実に実施されていること。

### 4 物資供給能力

- (1) 学校給食に必要な仕入、製造、加工能力を有すること。また、大津市が発注する品質、規格、数量を確実に供給できること。
- (2) 指示した納入期日、時刻に納入業者でない第三者による委託配送及び直送を行わず、適切な温度管理を行ったうえで、大津市内の指定した場所に確実に納入できること。ただし、登録業者が直送することが困難な事情にあると市長が認めるときはこの限りでない。
- (3) 数量の変更、緊急時の場合でも誠実かつ柔軟に対応できること。

## 大津市学校給食用物資納入基準

この基準は、学校給食用物資の納入に関して必要な事項を定め、適正かつ円滑な納入物資の調達を図ることを目的とする。

## 1 物資納入について

- (1) 発注書に基づいて、給食物資(以下「納入物資」という。)を指示された場所、日時に納入すること。
- (2) 発注後において、災害発生、台風接近、学級閉鎖等により急遽数量に変更が生じた場合は、納入物資の内容変更又は納入中止に協力すること。(発注数量の変更は、土日祝日を除く使用日の5日前までとする。)
- (3) 納入物資の規格は指示されたものとし、納入時には必要事項を記載した納品書、納品確認書等を添付し、必ず検収を受けること。
- (4) 納入物資の数物(個数発注品)については、発注数の他に1%を加えて納入すること。ただし、非加熱品(みかん、納豆、デザート類、ジャム等)は、発注数の他に0.5%を加えて納入すること。また、発注数が100個以下の場合は、3個を加えて納入すること。
- (5) 物資納入に、不適合品及び不良品があった場合は、遅滞なくこれを引き取り、指示する時間に適合品(良品)を納入すること。また、納入後であっても不適合品及び不良品と認められた場合は同様とする。
- (6) 納入物資のうち一部でも不適合品及び不良品を納めた場合は、当該納入物資の一部又は全部の代金を請求することなく全責任を負うとともに、トラブルが生じた場合は速やかに適切な対応をとること。
- (7) 納入物資を納入することが困難な事態が生じた場合、速やかに学校給食課へ報告(原則として一週間前まで)するものとし、誠意をもって指示に従うこと。
- (8) 物資の配送には交通ルールを遵守したうえで迅速に行い、納入場所における敷地内事故防止に努めること。また、事故発生時には速やかに報告すること。
- (9) 第三者による委託配達及び直送を行わず、登録申請時に記載した食品専用車両を用いて自社による納入を行うものとする。ただし、登録業者が直送することが困難な事情にあると市長が認めるときはこの限りでない。

## 2 衛生管理について

- (1) 給食物資納入者は、衛生管理及び健康管理に万全を期すること。
- (2) 食品は「学校給食衛生管理基準(文部科学省)」に示されたとおり、学校給食用食品の原材料、製品等の保存基準を遵守するとともに、食品保管中はもとより配達中及び納品時品温を確保し、特に温度、鮮度に注意し品質保持及び品質保証すること。
- (3) 配達に用いる容器類等は、常に清潔なものを使用すること。プラスチック製容器は、洗剤による十分な洗浄と次亜塩素酸ナトリウム溶液又はアルコール等による殺菌を行うこと。また、経年劣化により、著しく破損しているものは使用しないこと。
- (4) 配達車輛は、物資に合わせた品質、温度管理ができる保冷車、冷蔵車又は冷凍車で配達すること。また、定期的に洗浄を行い、衛生上十分注意すること。
- (5) 納入時は、清潔な服装を着用すること。また、異物混入につながる恐れのある物品(クリップやボールペン等)の使用を控えること。使用した場合は、欠落や紛失等がないか確認を行うこと。